

第1 管理指針計画区設定方針

網走国定公園は、サロマ湖、網走湖等の湖沼景観とオホーツク海沿いに東西に広がる細長い海岸砂丘景観、その上に発達した海岸植生景観から構成され、1市6町(網走市、女満別町、湧別町、佐呂間町、常呂町、小清水町、斜里町)に広がる37,261haを有し、昭和33年7月1日に指定されている。

本公園は湖沼が広域的に点在しており、その湖沼を中心として利用形態が見られることから主として湖沼を中心に次の4つの管理指針計画区として取り扱う。

- (1) サロマ湖・幌岩山管理指針計画区
- (2) 能取湖・能取半島管理指針計画区
- (3) 網走湖・天都山管理指針計画区
- (4) 藻琴湖・湧沸湖・小清水原生花園・斜里海岸管理指針計画区
(別図1 「網走国定公園管理指針計画区」区域図参照。)

第2 サロマ湖・幌岩山管理指針計画区

1 地域の概要

本管理指針計画区の大部分は湧別町、佐呂間町及び常呂町に係るサロマ湖で、これを囲む形で陸域部分も公園区域になっており、内陸側の中央部に幌岩山がある。サロマ湖はホタテやカキ貝等の養殖魚場の重要な場所となっており、漁港も各地に整備されている。

常呂町側のオホーツク海とサロマ湖の間に発達した砂州上には、300種類を超える植物が確認されており、道内でも有数の規模をもつワッカ原生花園となっている。この地区の植生保護のため、常呂町は平成3年4月29日よりワッカ地区の入口にネイチャーセンターを設置し、自然解説を行うとともに一般車輛の乗り入れ規制を行っている。

サロマ湖岸のキムアネップ崎の基部やサンゴ岬周辺にはアッケシソウ(サンゴソウ)群落が見られ、特に、サンゴ岬周辺の鶴沼地区は道の天然記念物に指定されている。

また、湧別町登栄床の三里浜地区には海岸草原が続き原生花園状態を呈している。

幌岩山は、山麓部を除き全域国有林となっており、標高も376mで、山頂展望台からはサロマ湖の景観を一望することができる。

利用形態としては、主にサロマ湖の自然探勝、野営や親水利用で、利用拠点として栄浦野営場や三里浜野営場、キムアネップ崎野営場、サンゴ岬園地及び円山園地などがあり、富武士、栄浦地区にはホテル形式の宿舎がある。富武士地区の湖岸沿いの森林には遊歩道が整備されており、展望台のある幌岩山に至る登山道とともに自然探勝や自然観察会等の利用にすぐれており、一体の利用が望まれているところである。

これら利用拠点を結ぶ主要利用幹線道路としては、佐呂間湖畔線道路(国道238号、道道及び町道)がある。

2 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対象

- (ア) サロマ湖及び湖畔沿いの塩湿地植生、森林、海岸草原、砂嘴などの景観
- (イ) 幌岩山からのサロマ湖全景景観

イ 保全対象の保全方法

- (ア) 本地域の風致景観を適切に保全するために、従来からの取り扱いを勘案しつつ、各種行為に対する指導基準を定める。

(イ) 海岸草原及び塩湿地植生景観、幌岩山からのサロマ湖の眺望を保全する。

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

(ア) 利用形態は海岸草原の散策や幌岩山からの展望などで、適正で安全かつ快適な利用を推進する。

イ 利用施設の整備方針及び管理方針

(イ) 適正で安全かつ快適な公園利用を推進するため、各利用拠点及びこれらを連絡する道路や駐車場等について、自然環境に配慮した施設整備のあり方や利用者の安全対策などを検討する。

(イ) 利用拠点や周辺の地域及び道路沿いの自然環境との調和を図るため、建築物、看板類のデザイン、色彩などのあり方や電力、電話線の埋設化などについて検討する。

(イ) 公園内の公共施設の維持管理及び地区の美化清掃などについて検討する。

ウ 利用の指導及び利用規制方針

(ウ) 快適な利用と自然のふれあいを進めるため、自然探勝などの公園利用の推進や無秩序な利用の規制などについて検討する。

3 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

許可、届出等の取扱いについては、「自然公園法施行規則(昭和32年厚生省令第41号)」及び「北海道国定公園許可届出等事務取扱要領について(平成12年3月31日自然第1361号)」によるほか、次によるものとする。

ア 特別地域

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	形状、色彩については、周辺の自然環境と調和を図るため次のとおり取り扱うこととする。 ① デザイン、色彩等 ア) 屋根の形状 原則として勾配のある形状(切妻、寄棟等)とするが、無落雪などのため止むを得ず陸屋根とする場合は落ち着いたデザイン、色彩等となるように配慮し、必要に応じて傾斜パラペット(傾斜の付いた庇)等を付け固い印象を与えないものとする。 また、カマボコ型形状の倉庫などは極力避けることとする。 イ) 屋根の色彩 こげ茶色を原則とする。ただし、既存の建築物等、周囲の状況により赤錆色、暗緑色、群青色なども認めうるものとする。 ウ) 外壁の色彩 原則として、クリーム色、グレー色、白色、茶色系統及び自然材料のままの色彩とする。 エ) デザイン等 外部デザインは極力単純な形態とし、周囲の自然環境と調和のとれたものとする。 ② 修景緑化 建築物の周囲には、出来る限り修景のための植栽を行うものとする。

<p>(2) 道路</p> <p>(3) 電力、電話柱等</p> <p>(4) その他の工作物</p>	<p>① 防護柵は、原則としてガードレールとし、色彩は灰色とする。</p> <p>② 防雪柵等の工作物は、極力単純な形状とし、色彩は灰色又はこげ茶色とする。</p> <p>① 電力柱と電話柱が隣接する場合は、原則として共架とする。</p> <p>② 利用拠点では可能な限り地下埋設とするよう指導する。</p> <p>③ 電柱の色彩は、原則として灰色又は焦げ茶色とする。</p> <p>色彩は、原則として灰白色系統、又は焦げ茶色系統とする。</p>
<p>2 木竹の伐採</p>	<p>利用拠点の周辺、公園車道及び歩道沿線においては、風致に与える影響が少ない施業方法となるよう協力を求めるものとする。</p>
<p>3 鉱物又は土石の採取</p> <p>(1) 鉱物の掘採</p> <p>(2) 土石の採取</p>	<p>原則として、業として行う大規模な鉱物の掘採は認めないものとする。</p> <p>原則として、漁港整備など公共事業及び農林水産業として必要な行為以外は認めないものとする。</p>
<p>4 水面の埋立て</p>	<p>原則として、漁港整備など公共事業及び農林水産業として必要な行為以外は認めないものとする。</p>
<p>5 広告物</p> <p>(1) 営業用広告物</p> <p>(2) 指導標、案内板</p>	<p>① 基本方針 公園利用者に不快感や過度の印象を与えないようにするとともに、道路沿線の景観に支障を与えないよう指導するものとする。</p> <p>② 設置場所 ア)原則として、現に営業を行っている敷地内以外は設置を認めない。 イ)店舗、事務所等へ誘導するために行われるものにあつては、設置目的や地理的条件等に照らして必要と認められるものについて、進入路分岐点に誘導標識の設置を認めるが、多数設置されている地区にあつては、集合看板とする。</p> <p>③ 色彩及び材料 色彩は、原則として白、黒、こげ茶色を基調とする。ただし、シンボルマークなどの部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色であっても認める。 また、材料は、極力木材等の自然材料を用いるよう指導する。</p> <p>① 基本方針 公園利用者に情報を提供するために設置する案内板、地名表示板等は、地区の広告物の模範となるべき内容を備えたものとし、地域全体として統一されたトータルデザインとなるよう努めるものとし、広告物の外枠材料等は丸太材料を使用するなど、自然材料の活用を図るものとする。</p> <p>② 設置場所 利用上の効果を考えて、適切な設置個所を検討するとともに展望や風致に支障がないよう配慮する。</p> <p>③ 色彩及び材料 色彩は、原則として白、黒、焦げ茶色を基調とする。ただし、シンボルマ</p>

(3) 行事用広告物等	<p>ークなどの部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色であっても認める。また、材料は、極力木材等の自然材料を用いるよう指導する。</p> <p>サロマ湖100kmウルトラマラソン及びオホーツクサイクリング開催地区、栄浦において行われる地域の行事で一時的に設ける広告物等にあつては「網走国定公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」(平成13年1月12日北海道告示第30号)によるものとする。</p>
-------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

イ 普通地域

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	公園内の普通地域における建築物の新築、改築、増築に当たっては、周辺地域の風景に与える影響が予測されるため、原則として建築物の高さは、周囲の樹木の高さなどを考慮して、最高15mとする。

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「北海道国定公園事業取扱要領について」(平成12年3月31日・自然第1362号)によるほか、次によるものとする。

ア 単独施設

計画の種類	地 区	取 扱 方 針
1 道路(車道)	全域	<p>車道の整備改良に当たっては、出来る限り既存道路敷地内にとどめるよう努めるものとし、風致の維持を図るため、自然環境を損なわないよう配慮するものとする。自然林内を通る部分の改良に当たっては、支障木の伐採を最小限にとどめるものとする。</p> <p>また、法面工事の施工に当たっては、既存植生に配慮しながら緑化するなどし、自然公園にふさわしい道路となるよう整備に努めるものとする。</p> <p>付帯施設等の取扱は第2.3.(1).ア.1.(1)及び第2.3.(1).ア.1.(2)と同様とする。</p>
	サロマ湖畔線	常呂町市街方面から栄浦市街を経て浜佐呂間方面に至る道路であり、サロマ湖畔の自然林や常呂遺跡群のある地区を通過している。今後の整備については現道の改良程度にとどめるものとする。
	円山線	本路線は、湧別町の計呂地市街から円山の自然林内を通り円山野営場に至る道路である。今後の整備については現道の改良程度にとどめるものとする。
	栄浦ワッカ線	栄浦市街地とワッカ園地を連絡する路線である。今後の整備に当たっては、既存道路の維持管理程度にとどめ、海浜植生に及ぼす影響を極力排除するものとする。
2 道路(自転車道)	網走常呂線	網走市大曲地区から網走湖畔、能取湖畔などを巡り常呂町栄浦に至る、旧鉄道敷跡地を利用して整備した自転車道である。今後の整備に当たっては維持管理程度とし、最小限の改良や、利用動向等を見ながら、コースの概況案内図や休憩所等の配置

		<p>などを検討する。また、車道や歩道との間の防護柵や交差点における安全施設などを検討し、事故が起きないようにするものとする。</p> <p>付帯施設等の取扱は第2.3.(1).ア.1.(1)及び第2.3.(1).ア.1.(2)と同様とする。</p>
3 道路(歩道)	全域	付帯施設等の取扱は第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。
	円山登山線	<p>本路線は、湧別町円山園地及び野営場から円山山頂を經由して佐呂間町若里に至る歩道で、円山山頂から佐呂間町若里間は計画路線である。</p> <p>今後の整備については、既設の部分については維持管理程度とし、指導標や解説板の整備を図るものとする。計画部分については、利用動向を見ながら整備するものとする。</p>
	幌岩山登山線	<p>本路線は、サロマ湖畔を散策する自然探勝路と幌岩山への登山歩道から構成している周回線である。両路線とも既に整備されており、今後の整備に当たっては、維持管理程度とするものとする。</p>
	ワッカ線	<p>本路線は、常呂町岐阜から旧サロマ湖湖口、第2湖口を經由して第1湖口に至る砂嘴上の歩道で、岐阜と第2湖口間は旧町道として利用されていた舗装道路、第2湖口から第1湖口間は踏み分け程度の歩道である。今後の整備に当たっては、旧町道部分は維持管理程度とし、第2湖口から第1湖口間については利用動向を見ながら自然環境に十分配慮したものとする。</p>
4 宿舎	全域	<p>周囲の自然環境や景観の保護に配慮した施設とし、利用者の多様なニーズに対応できる保養型、滞在型の施設として整備するものとする。</p> <p>デザイン及び色彩などについては第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。</p>
	富武士	<p>佐呂間町富武士地区の宿舎で、周辺には幌岩山登山道や佐呂間湖岸を散策する歩道が整備されており、利用拠点となっている。隣接利用拠点(キムアネップ崎など)やサロマ湖の対岸からの風致景観に配慮して、次により取り扱う。</p> <p>① 建築物の高さ</p> <p>本屋 17m以内とする。</p> <p>塔屋 22m以内とする。ただし、既存の施設の増改築に当たっては、その高さを越えないものとする。</p>
	栄浦	<p>常呂町栄浦地区の宿舎であり、周辺にはワッカ原生花園がある。隣接利用拠点(ワッカ原生花園やキムアネップ崎など)からの風致景観に配慮して、次により取り扱う。</p> <p>① 建築物の高さ</p> <p>本屋 17m以内とする。</p> <p>塔屋 22m以内とする。</p>
	三里浜	湧別町三里浜地区の宿舎である。今後の整備については利用

		<p>動向を見ながら整備する。当地区は対岸の利用拠点から望見されるため施設の整備に当たっては、次により取り扱うものとする。</p> <p>① 建築物の高さ 本屋 17m以内とする。 塔屋 22m以内とする。</p>
	テイネイ	<p>湧別町テイネイ地区の宿舎である。今後の整備については利用動向を見ながら整備する。当地区は対岸の利用拠点から望見されるため施設の整備に当たっては、次により取り扱うものとする。</p> <p>① 建築物の高さ 本屋 17m以内とする。 塔屋 22m以内とする。</p>
5 園地	全域	<p>整備に当たっては、公園の景観を構成している周辺の自然林や植生を保全するとともに、法面緑化や防護柵等の措置を講じ、安全で快適な利用施設づくりを進めるものとする。</p> <p>付帯施設等の取扱は第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。</p>
	キムアネップ崎	<p>当地区は、塩湿性植物(アッケシソウやウミミドリなど)の大群落や海浜植生、湖畔景観を楽しめる地区で、駐車場、公衆便所、木道が整備されている。今後の整備に当たっては、既存施設の改良や塩湿性植物の観察のための施設、休憩舎などの必要最小限の整備にとどめるものとする。</p>
	テイネイ	<p>鶴沼の塩湿性植物(アッケシソウやウミミドリなど)の大群落や海浜植生、湖畔景観を楽しむ園地(計画)である。今後の整備に当たっては、利用動向を見ながら整備する。</p>
	ワッカ	<p>常呂町ワッカ原生花園のワッカ地区の園地である。</p> <p>海岸砂丘植生観察及び自然探勝のための利用拠点として、ワッカの森、植生保護柵、公衆便所、休憩所等の施設が整備されている。今後の整備に当たっては、植生保護に配慮しながら最小限の整備を図るものとする。</p>
	岐阜	<p>常呂町岐阜地区の園地(計画)である。今後の整備に当たっては、利用動向を見ながら整備する。</p>
	三里浜	<p>湧別町三里浜の砂嘴上の園地(計画)である。今後の整備に当たっては、利用動向を見ながら整備する。</p>
	栄浦	<p>常呂町栄浦にある園地(計画)である。今後の整備に当たっては、利用動向を見ながら整備する。</p>
	円山	<p>湧別町円山の麓にある園地(計画)である。今後の整備に当たっては、利用動向を見ながら整備する。</p>
	幌岩山	<p>サロマ湖を展望する園地(計画)である。今後の整備に当たっては、利用動向を見ながら整備する。</p>
	富武士・ピラ	<p>佐呂間町富武士のピラオロ台からサロマ湖を展望する園地</p>

	オロ台	で、展望施設が整備されている。今後は既存施設の維持管理努めるものとする。
5 野営場	全域	付帯施設等の取扱は第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。
	円山	湧別町円山の麓にある林間を利用した野営場であり、広場、ケビン、炊事棟などが整備されている。今後の整備に当たっては、既存施設の改良などを行いながら快適な利用が図られるよう整備を進めるものとする。
	キムアネツプ崎	佐呂間町幌岩のキムアネツプ岬にある野営場で、駐車場、公衆便所、炊事棟などが整備されている。今後の整備に当たっては、既存施設の改良程度にとどめ、利用者が砂丘植生地内に侵入しないよう指導するなど自然環境の保全を図るものとする。
	栄浦	常呂町栄浦のカシワ林内にある野営場である。以前事業執行していたが、現在は廃止している。今後の整備に当たっては、利用動向等を見ながら整備を図るものとする。
	三里浜	湧別町三里浜のオホーツク海とサロマ湖に挟まれた砂嘴上の野営場で、オートキャンプ場と一般野営場が併設されている。今後の整備に当たっては、既存施設の維持管理に努めるとともに、利用者が砂丘植生地内に侵入しないよう指導するなど自然環境の保全を図るものとする。
7 展望施設	幌岩山	佐呂間町の幌岩山に、サロマ湖を展望する施設として整備されている。今後は既存施設の維持管理改にとどめるものとする。
	円山山頂	色彩については第2.3.(1).ア.1.(1).(ウ)と同様とする。 湧別町と佐呂間町の境界にある山で、山頂からサロマ湖を展望する施設がある。今後の整備に当たっては、改良程度にとどめ、既存施設を公園事業としての取扱を検討するものとする。 色彩については第2.3.(1).ア.1.(1).(ウ)と同様とする。
8 舟遊場	キムアネツプ崎	親水利用のための舟遊場(計画)である。現在、手漕ぎボートによる利用がなされているが、係留施設はなく湖岸を利用して発着している。今後は公園事業としての取扱を検討するものとする。 付帯施設等の取扱は第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。
	円山	親水利用のための舟遊場(計画)である。現在、手漕ぎボートによる利用がなされているが、係留施設はなく湖岸を利用して発着している。今後は公園事業としての取扱を検討するものとする。 付帯施設等の取扱は第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。
9 駐車場	栄浦	ワッカ原生花園を散策する利用者のための駐車場(計画)である。当該地には、常呂町が許可を受けて整備した駐車場があり、今後は公園事業としての取扱を検討するものとする。 また、隣接して常呂町が許可を受けて整備したワッカネイチ

		<p>ャーセンターがあり、ワッカ原生花園の情報基地や休憩所として利用されていることから、駐車場付帯施設としての取扱を検討する。</p> <p>付帯施設等の取扱は第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。</p>
10	博物展示施設	<p>栄浦</p> <p>常呂町栄浦に位置する、常呂遺跡群等で出土品の展示・解説や遺構復元施設などを広く利用者に紹介している博物展示施設である。</p> <p>今後の整備に当たっては、既存施設の改良程度とする。</p>
12	運動場	<p>栄浦</p> <p>宿舎や野営場利用者等のための運動場(計画)である。今後の整備に当たっては、利用動向を見ながら整備する。</p>

4 地域開発、整備に関する事項

(1) 自然公園施設

当該地区の利用形態は、自然探勝や景観展望が大部分であり、今後ともこの傾向が続くものと考えられる。施設整備に当たっては既存施設の拡充と再整備に重点を置くよう関係機関と調整を図る。

また、整備に当たっては、バリアフリー化も考慮し、快適な利用環境の保持を推進する。

(2) 一般的公共施設

漁港整備に当たっては、周辺の風致に支障とならないような工法を採用するよう調整する。

5 利用者の指導等に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

公園区域内には、地域を特徴づけている特異な地形、動植物等が観察できる場所も多いので、解説標識等を適切に配置する。

公園利用者が自然環境を理解するために、各種団体や関係機関が協力しながら、専門の講師による自然観察会、探鳥会等の行事を定期的に開催するよう努める。

また、観光協会、公園事業者の協力を得ながら、自然解説に関するセルフガイド用のパンフレットの作成や配布を行うこととし、地域の自然や人文解説などのためのインフォメーションセンター等の設置についても検討する。

(2) 利用者の規制

ア スノーモビル等車馬の乗り入れ規制

公園内における一般車両等車馬の乗り入れ規制区域の周知のために、標識類を設置し、あわせて、関係機関の協力を得ながら規制の徹底を図る。

イ 野営の規制

駐車場と野営場の適切な管理を図る。また、路上駐車や野営場以外での野営の防止などについて、関係機関の協力を得ながら指導する。

ウ 植生保護のための利用指導

サロマ湖の砂嘴上の大規模な海浜植生地や湖岸沿のアクセシソウなどの塩湿地植生地では、歩道以外の立ち入りを行わないよう指導する。

エ 静かな環境の維持

自然公園にふさわしい静かな環境の維持に努める。特に利用拠点での案内放送は必要最小限とし、また、音楽放送は行わないよう指導するものとする。

(3) 利用者の安全対策

危険が予想される場合は、既存防護柵の点検、新たな防護柵や注意看板の設置を行い、利用者の安全確保に努める。

6 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃計画

美しい自然公園としてのイメージを損なわないよう関係機関が一体となって、美化清掃に取り組む、さらに、ゴミの持ち帰りについて広く公園利用者に周知を図り、極力ゴミ箱の設置を取り止めることを検討する。

また、ごみ、空き缶等の投げ捨て防止や産業廃棄物などの不法投棄防止について、広報誌等により地域住民や関係機関に周知を図り、協力を求めるものとする。

さらに、サロマ湖は養殖など漁業活動の場であることから、漁網などの資材が乱雑に放置されないよう指導するものとする。

サロマ湖周辺には、廃車バスを利用し、漁網などの資材置場として利用されているのが見られることから、倉庫の整備を図るなどして、廃車バスの撤去を指導するものとする。

(2) 修景緑化計画

道路や建築物周辺の修景緑化に当たっては、当該地に自生する郷土種による修景植栽を基本に、周囲の森林植生と調和するように事業者を指導する。災害の防止、道路等の法面の早期緑化を図る必要がある場合は一般的な緑化工法を認めるが、この場合であっても現地の植生状況を踏まえ、先駆種の播種のほか、当該地に生育する樹木についても検討する。

(3) 原生花園の保全対策

ワッカ原生花園の維持については平成3年5月23日付け自然第350号で示された「自然公園特定地域保全対策指針について」に基づき、関係機関相互の協力をもとに保全対策を進めるものとする。

また、植生の衰退が著しい箇所については、学術的検討を加えながらその回復に努めるものとする。

7 その他

(1) 湖沼の保全対策

サロマ湖沼は、漁業の生産活動の場としても利用されているため、湖畔には魚介類の処理施設等があり、それらからの汚濁水や生活排水が、湖沼の富栄養化や汚濁の原因となるため、地元関係機関等が協力して汚濁水の排出防止など積極的に湖沼の環境保全対策に取り組むものとする。

第3 能取湖・能取半島管理指針計画区

1 地域の概要

本管理指針計画地区は、常呂町側から張り出した砂州によってオホーツク海から隔離された能取湖と、安山岩系の基岩等がオホーツク海に張り出した能取岬等の断崖から成り立っている。能取湖の卯原内地区をはじめ、湖岸の各地には、塩湿地植物のアッケシソウ(サンゴソウ)群落が見られ、湖のオホーツク海側砂丘には、海岸草原が見られる。

また、能取半島の能取岬にかけては海食崖が見られ、半島の内陸側は良好な森林に覆われている。能取湖の道路沿いには農地が散在している。

利用形態としては、能取岬周辺では園地、展望、自然探勝や野営場利用がなされているほか、能取湖や二ツ岩地区では自然探勝や親水利用がされ、二ツ岩地区には、宿舎があり、公園利用に供されている。また、冬季にはオホーツク海以外では見られない流水や、結氷した湖面等の展望や探勝等の利用もされている。

この地区の主要利用道路としては、能取湖能取半島周回線(国道238号及び道道網走公園線)が

あり、この分岐道路として能取岬線など3路線がある。

2 管理の基本方針

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対象

- (ア) 能取湖及び湖畔沿いの塩湿地植生、森林、海岸草原、砂嘴などの景観
- (イ) 能取半島からの海岸景観

イ 保全対象の保全方法

- (ア) 本地域の風致景観を適切に保全するために、従来からの取り扱いを勘案しつつ、各種行為に対する指導基準を定める。
- (イ) 海岸草原及び塩湿地植生景観、能取半島からの眺望を保全する。

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

- (ア) 利用形態は海岸草原の散策や能取半島からの展望などで、適正で安全かつ快適な利用を推進する。

イ 利用施設の整備方針及び管理方針

- (ア) 適正で安全かつ快適な公園利用を推進するため、各利用拠点及びこれらを連絡する道路や駐車場などについて、自然環境に配慮した施設整備のあり方や利用者の安全対策などを検討する。
- (イ) 利用拠点や周辺の地域及び道路沿いの自然環境との調和を図るため、建築物、看板類のデザイン、色彩などのあり方や電力、電話線の埋設化などについて検討する。
- (ウ) 公園内の公共施設の維持管理及び地区の美化清掃などについて検討する。

ウ 利用の指導及び利用規制方針

- 快適な利用と自然のふれあいを進めるため、自然探勝などの公園利用の推進や無秩序な利用の規制などについて検討する。

3 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

許可、届出等の取扱いについては、「自然公園法施行規則(昭和32年厚生省令第41号)」及び「北海道国定公園許可届出等事務取扱要領について(平成12年3月31日自然第1361号)」によるほか、次によるものとする。

ア 特別地域

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	① 規模 能取工業団地地区にあっては、「網走国定公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」(平成13年1月12日 北海道告示第30号)によるものとする。 ② デザイン、色彩 第2.3.(1).ア.1.(1).①と同様とする。 ③ 修景緑化 第2.3.(1).ア.1.(1).②と同様とする。
(2) 道路	第2.3.(1).ア.1.(2)と同様とする。
(3) 電力、電話柱等	第2.3.(1).ア.1.(3)と同様とする。

(4) その他の 工作物	第2.3.(1).ア.1.(4)と同様とする。
2 木竹の伐採	第2.3.(1).ア.2と同様とする。
3 鉱物又は土 石の採取 (1) 鉱物の掘 採 (2) 土石の採 取	第2.3.(1).ア.3.(1)と同様とする。 第2.3.(1).ア.3.(2)と同様とする。
4 水面の埋立	第2.3.(1).ア.4と同様とする。
5 広告物 (1) 営業用広 告物 (2) 指導標、 案内板 (3) 行事用広 告物等	第2.3.(1).ア.5.(1)と同様とする。 能取漁港地域での煙突の壁を利用した広告は認めないものとする。 第2.3.(1).ア.5.(2)と同様とする。 オホーツクサイクリング開催地区及び卯原内地区の行事であって、一時的に 設ける広告物等にあつては「網走国定公園の特別地域内における行為の許可基準 の特例」(平成13年1月12日 北海道告示第30号)によるものとする。

イ 普通地域

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	第2.3.(1).イ.1.(1)と同様とする。

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「北海道国定公園事業取扱要領について」(平成12年3月31日 自然第1362号)によるほか、次によるものとする。

ア 単独施設

計画の種類	地 区	取 扱 方 針
1 道路(車道)	全域	第2.3.(2).ア.1の全域と同様とする。
	能取湖能取 半島周回線	本路線は、網走市能取から二ツ岩に至る走路で、能取湖岸と能取半島の森林地域を通過する既存道路で、一部地域においてトンネルによる改良工事が行われている。今後の整備については、トンネル工事を早期に完成させるとともに、それ以外の地域は現道の改良程度にとどめるものとする。
	能取砂嘴線	網走市能取の国道分岐から能取湖口を経て美岬の能取湖能取半島周回線に至る道路で、能取から湖口左岸まで及び湖口右岸から美岬合流点までは既存の道路で、湖口左岸から右岸間は計画道路である。今後の整備に当たっては、既存道路は改良程度にとどめるものとし、特に湖口周辺の海浜植生に配慮するものとする。また、湖口

		左岸から右岸間の整備は、今後の利用動向などを見ながら整備するものとする。
	能取美岬線	本路線は、能取湖能取半島周回線から分岐して能取岬園地に至る既存道路である。既に改良を終えているので、今後は、必要最小限改良にとどめるものとする。
	二ツ岩美岬線	本路線は、能取湖能取半島周回線の網走市美岬から分岐し、能取半島を縦断して二ツ岩の能取湖能取半島周回線に合流する国有林内の林道(バイラギ林道)である。今後の整備に当たっては、改良程度にとどめるものとする。
2 道路(自転車道)	網走常呂線	第2.3.(2).ア.2と同様とする。
3 道路(歩道)	能取岬美岬線	本路線は、能取岬から能取半島東側の海岸段丘沿いを通り美岬野営場及び能取山中腹を経由して二ツ岩美岬線道路(車道)に至る道路である。一部に作業道程度の道路があるものの大部分は計画道路である。今後の整備に当たっては利用動向を見ながら行うものとする。 付帯施設等の取扱は第2.3.(2).ア.1.(1)と同様とする。
4 宿舎	全域 能取岬	第2.3.(2).ア.4の全域と同様とする。 計画の宿舎である。当該地区はオホーツク海に突き出た断崖絶壁の台地上にあり、種展望方向ではないが利用拠点の能取岬園地から望見されるため、次により取り扱うものとする。 ① 建築物の高さ及び位置 高さは15m以内とする。 主利用拠点及び利用道路からの眺望の支障とならないよう、設置位置は内陸側とする。
	二ツ岩	オホーツク海を望む網走市二ツ岩地区の海岸沿いにある既存宿舎である。施設の整備に当たっては、次により取り扱うものとする。 ① 建築物の高さ 30m以内
	卯原内	能取湖畔卯原内のアッケシソウ群落地を採勝する利用者のための既存宿舎である。今後の整備については、既存施設の改良程度とする。
5 園地	全域	第2.3.(2).ア.5の全域と同様とする。
	卯原内	当地区は、塩湿性植物(アッケシソウやウミミドリなど)の大群落や海浜植生、湖畔景観を楽しむ地区で、駐車場、公衆便所、木道が整備されている。今後の整備に当たっては、既存施設の改良や塩湿性植物の観察のための施設などの必要最小限の整備にとどめるものとする。
	能取岬	能取岬にある園地で、海岸や知床半島などの展望や自然採勝として利用されている。今後の整備に当たっては、既存施設の改良程度にとどめるとともに、既存転落防止柵の老朽化を点検し、危険防止の徹底を図るものとする。

	二ツ岩	二ツ岩の裏側の計画園地である。今後の整備にあたっては利用動向等を見ながら整備を図るものとする。
6 野営場	全域	第2.3.(2).ア.6の全域と同様とする。
	美岬	網走市の能取岬入口付近の野営場で、現在事業執行を廃止している。今後の整備にあたっては、利用動向を見ながら行うこととする。
	美岬・能取湖口	網走市の能取湖口右岸にある計画野営場である。今後の整備にあたっては、利用動向を見ながら行うこととする。
7 水族館	二ツ岩	本公園唯一の水族館であり、現在事業を廃止している。今後の整備にあたっては、利用動向を見ながら行うこととする。 付帯施設等の取扱は第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。

4 地域開発、整備に関する事項

(1) 自然公園施設

当該地区の利用形態は、自然探勝や景観展望が大部分であり、今後ともこの傾向が続くものと考えられる。施設整備にあたっては既存施設の拡充と再整備に重点を置くよう関係機関と調整を図る。

また、整備にあたっては、バリアフリー化も考慮し、快適な利用環境の保持を推進する。

(2) 一般的公共施設

漁港整備にあたっては、周辺の風致に支障とならないような工法を採用するよう調整する。

5 利用者の指導等に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

公園区域内には、地域を特徴づけている特異な地形、動植物等が観察できる場所も多いことから、利用拠点を中心に解説標識等を適切に配置する。

公園利用者が自然環境を理解するために、各種団体や関係機関が協力しながら、専門の講師による自然観察会、探鳥会等の行事を定期的に開催するよう努める。

また、観光協会、公園事業者の協力を得ながら、自然解説に関するセルフガイド用のパンフレットの作成や配布を行うこととし、地域の自然や人文解説などのためのインフォメーションセンター等の設置についても検討する。

(2) 利用者の規制

ア 野営の規制

野営場以外での野営の防止などについて、関係機関の協力を得ながら指導する。

イ 植生保護のための利用指導

能取湖の砂嘴上の大規模な海浜植生地や湖岸沿のアッケシソウなどの塩湿地植生地では、歩道以外の立ち入りを行わないよう指導する。

ウ 静穏な環境等の維持

自然公園にふさわしい静かな環境の維持に努める。特に利用拠点での案内放送は必要最小限とし、また、音楽放送は行わないよう指導するものとする。

(4) 利用者の安全対策

危険が予想される場合は、既存防護柵の点検、新たな防護柵や注意看板の設置を行い、利用者の安全確保に努める。

6 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃計画

美しい自然公園としてのイメージを損なわないよう関係機関が一体となって、美化清掃に取り組む、さらに、ゴミの持ち帰りについて広く公園利用者に周知を図り、極力ゴミ箱の設置を取り止めることを検討する。

また、ごみ、空き缶等の投げ捨て防止や産業廃棄物などの不法投棄防止について、広報誌等により地域住民や関係機関に周知を図り、協力を求めるものとする。

さらに、本公園の湖は養殖など漁業活動の場であることから、漁網などの資材が乱雑に放置されないよう指導するものとする。

(2) 修景緑化計画

道路や建築物周辺の修景緑化に当たっては、当該地に自生する郷土種による修景植栽を基本に、周囲の森林植生と調和するように事業者を指導する。災害の防止、道路等の法面の早期緑化を図る必要がある場合は一般的な緑化工法を認めるが、この場合であっても現地の植生状況を踏まえ、先駆種の播種のほか、当該地に生育する樹木についても検討する。

第4 網走湖・天都山管理指針計画区

1 地域の概要

網走湖及びリヤウシ湖は、オホーツク海からの海跡湖であり、一部地盤の沈降によってできた湖である。網走湖の南側から網走川が流入し、その流入河川周辺には湿地帯が形成され、東岸の女満別地区の樹林地の林床にはミズバショウなどの湿地植物群落が見られ、呼人半島の東側には天都山を含む丘陵地帯がある。西岸の嘉多山地区等はなだらかな丘陵地の先端が台地となって湖と接している。

公園の利用は、呼人浦地区では宿舎、スキー場、ボートなどの利用が、女満別湖畔地区では野営場、園地、自然探勝が、天都山地区では、展望等の利用がなされている。

2 管理の基本方針

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対象

(ア) 網走湖及び湖畔沿いの湿地植生、森林などの景観

(イ) 天都山からの景観

イ 保全対象の保全方法

(ア) 本地域の風致景観を適切に保全するために、従来からの取り扱いを勘案しつつ、各種行為に対する指導基準を定める。

(イ) 湖水及び湿地、森林景観、天都山からの眺望を保全する。

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

(ア) 利用形態は湖畔からの眺望や森林・湿性地の自然探勝、天都山からの展望などで、適正で安全かつ快適な利用を推進する。

イ 利用施設の整備方針及び管理方針

(ア) 適正で安全かつ快適な公園利用を推進するため、各利用拠点及びこれらを連絡する道路や駐車場などについて、自然環境に配慮した施設整備のあり方や利用者の安全対策などを検討する。

(イ) 利用拠点や周辺の地域及び道路沿いの自然環境との調和を図るため、建築物、看板類のデザイン、色彩などのあり方や電力、電話線の埋設化などについて検討する。

(ウ) 公園内の公共施設の維持管理及び地区の美化清掃などについて検討する。

ウ 利用の指導及び利用規制方針

快適な利用と自然のふれあいを進めるため、自然探勝などの公園利用の推進や無秩序な利用の規制などについて検討する。

3 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

許可、届出等の取扱いについては、「自然公園法施行規則(昭和32年厚生省令第41号)」及び「北海道国定公園許可届出等事務取扱要領について(平成12年3月31日自然第1361号)」によるほか、次によるものとする。

ア 特別地域

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	① 規模 天都山地区及び女満別集団施設地区にあつては、「網走国定公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」(平成13年1月12日北海道告示第30号)によるものとする。 ② デザイン、色彩、材料等 第2.3.(1).ア.1.(1).①と同様とする。 ③ 修景緑化 第2.3.(1).ア.1.(1).②と同様とする。
(2) 道路	第2.3.(1).ア.1.(2)と同様とする。
(3) 電力、電話柱等	第2.3.(1).ア.1.(3)と同様とする。
(4) その他の工作物	第2.3.(1).ア.1.(4)と同様とする。
2 木竹の伐採	第2.3.(1).ア.2と同様とする。
3 鉱物又は土石の採取 (1) 鉱物の掘採	第2.3.(1).ア.3.(1)と同様とする。
(2) 土石の採取	第2.3.(1).ア.3.(2)と同様とする。
4 水面の埋立	第2.3.(1).ア.4と同様とする。
5 広告物 (1) 営業用広告物	第2.3.(1).ア.5.(1)と同様とする。
(2) 指導標、案内板	第2.3.(1).ア.5.(2)と同様とする。
(3) 行事用広告物等	天都山さくら公園地区、女満別湖畔地区、呼人地区及びオホーツクサイクリング開催地区の行事であつて、一時的に設ける広告物等にあつては「網走国定公

園の特別地域内における行為の許可基準の特例」(平成13年1月12日 北海道告示第30号)によるものとする。

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「北海道国定公園事業取扱要領について」(平成12年3月31日・自然第1362号)によるほか、次によるものとする。

ア 集団施設地区

地区	計画の種類	取 扱 方 針
女満別	宿舎	既存施設であり、今後の整備に当たっては改良程度にとどめるものとする。 施設の取扱は次によるものとする。 ① 建築物の高さ 本屋 17m以内とする。 ② 建築物のデザイン、色彩、材料等 第2.3.(1).1.ア.1.(1)と同様とする。
	園地	湖畔林に囲まれた利用拠点であり、駐車場、休憩所、便所、水飲み場等が整備され、親水園地、デイキャンプとして利用されている。今後の整備に当たっては、自然環境に配慮し、既存敷地内での改良にとどめるものとする。 付帯施設の取扱については第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。
	野営場	網走湖畔沿いに駐車場、便所、炊事棟などが整備されている。今後の整備に当たっては、自然環境に配慮し、既存敷地内での改良にとどめるものとする。

イ 単独施設

計画の種類	地区	取 扱 方 針
1 道路(車道)	全域	第2.3.(2).ア.1の全域と同様とする。
	網走湖周回線	本路線は、網走市大曲地区から嘉多山を経てポントー周辺に至る部分と国道39号の呼人地区から大曲地区に至る部分の道路で、網走湖畔を巡って網走湖畔の景観を眺望する主要幹線道路である。今後の整備に当たっては改良程度にとどめるものとする。
	天都山線	本路線は、網走市天都山の公園区域外から天都山及び大観山の山腹を経由し呼人に至る縦貫道路(道道)と天都山の中腹から大曲線に至る道路(市道)及び大観山の中腹から呼人浦宿舎に至る道路(市道)である。今後の整備に当たっては縦貫道路及び大曲線に至る道路は改良程度にとどめるものとし、呼人浦宿舎に至る道路は勾配が急なため線形改良が必要と考えられるがその場合であっても、湖畔から望見されないような線形とするなど配慮し、支障木の伐採も最小限とする。
	大曲線	本路線は、網走市大曲地区で網走湖畔周回線から分岐し天都山山頂に至る連絡道路である。今後の整備については既存道路の改良程度にとどめるものとする。
2 道路(自転車道路)	網走常呂線	第2.3.(2).ア.2と同様とする。

3 道路(歩道)	全域	付帯施設等の取扱は第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。
	呼人女満別線	本路線は、女満別川のカモメ橋から女満別集団施設地区に至る網走湖畔沿いの歩道である。現道は車が通行できる町道であるが通行車両は少ない。沿線にはアオサギのコロニーや、ミズバショウなどの湿地植物群落があり、夏季には樹林による「みどりのトンネル」となる。今後の整備に当たっては改良程度とし、周囲の自然環境や植生保護に配慮するとともに樹木の伐採は必要最小限にとどめるものとする。
	呼人半島周回線	本路線は、呼人半島の東部基部から半島の先端を経由してと西側基部に至る道路で、頭部基部から先端を過ぎたあたりまで既設の歩道があり、それ以降西部基部までは計画歩道となっている。既設歩道は、ミズバショウや湖畔林、湖畔景観などを楽しむ自然探勝路として利用されている。今後の整備について、既設歩道は維持補修程度にとどめ、計画歩道は利用動向を見ながら整備するものとする。また、距離が長い場合必要に応じ誘導標識、や解説標識、ベンチ等の設置も考慮するものとする。
4 宿舎	全域	第2.3.(2).ア.4の全域と同様とする。
	呼人浦	網走湖を巡る網走湖周回線(国道39号)沿いの呼人浦地区の宿舎である。施設の整備に当たっては、次により取り扱うものとする。 ① 建築物の高さ 30m以内とする。 ② 建築物のデザイン、色彩等 第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。
5 園地	全域	整備に当たっては、公園の景観を構成している周辺の自然林や植生を保全するとともに、法面緑化や防護柵等の措置を講じ、安全で快適な利用施設づくりを進めるものとする。 付帯施設等の取扱は第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。
	天都山	自然探勝や展望利用等に伴う施設として整備してきており、今後の利用者の動向を見ながら整備を図るものとする。
	大観山	網走市の大観山の計画園地である。天都山線(道道大観山公園線)の線形改良により連絡道路のルートが変化したことから、今後の整備については利用動向を見ながら整備するものとする。
	呼人浦	網走市呼人浦にある園地で、宿舎及び野営場と一体的に利用されている。今後の整備は改良程度にとどめるものとする。
	嘉多山	網走湖の西岸に位置する計画園地である。今後の整備については利用動向を見ながら整備するものとする。
6 野営場	全域	第2.3.(1).ア.1の全域と同様とする。
	呼人浦	網走湖畔の呼人浦の既存野営場で、水飲み場や便所などが整備されており、フリーテントサイトとして利用がなされている。今後の整備に当たっては改良程度にとどめるものとし、キャンプサイトへの車輛の乗り入れを防止するため、管理人を配置するなどにより、

		適正な利用を図り、利用者を指導するものとする。
	嘉多山	網走湖畔の西側に面した野営場で、簡易トイレ、流しが整備されている。今後の整備に当たっては利用動向を見ながら進めるものとする。
7 展望施設	天都山	網走市天都山にある網走湖や知床連山などを眺望する展望台である。今後の整備に当たっては、現施設の改良程度とする。
8 舟遊場	呼人浦	網走湖の呼人浦の舟遊場(計画)である。今後の整備に当たっては利用動向を見ながら進めるものとする。
9 スキー場	呼人浦	天都山から続く稜線の斜面を利用したスキー場である。今後の整備に当たっては既存施設の改良程度とする。 付帯施設等の取扱は第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。
10 博物展示施設	天都山	天都山山麓の既設の博物館網走監獄である。今後の整備に当たっては改良程度とするが、利用動向を見ながら施設の充実も検討するものとする。

4 地域開発、整備に関する事項

(1) 自然公園施設

当該地区の利用形態は、自然探勝や景観展望が大部分であり、今後ともこの傾向が続くものと考えられる。施設整備に当たっては既存施設の拡充と再整備に重点を置くよう関係機関と調整を図る。

また、整備に当たっては、バリアフリー化も考慮し、快適な利用環境の保持を推進する。

(2) 一般的公共施設

漁港整備に当たっては、周辺の風致に支障とならないような工法を採用するよう調整する。

5 利用者の指導等に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

公園区域内には、地域を特徴づけている特異な地形、動植物等が観察できる場所も多いことから、利用拠点を中心に解説標識等を適切に配置する。

公園利用者が自然環境を理解するために、各種団体や関係機関が協力しながら、専門の講師による自然観察会、探鳥会等の行事が定期的に開催するよう努める。

また、観光協会、公園事業者の協力を得ながら、自然解説に関するセルフガイド用のパンフレットの作成や配布を行うこととし、地域の自然や人文解説等のためのインフォメーションセンター等の設置についても検討する。

(2) 利用者の規制

ア 野営の規制

野営場以外での野営の防止などについて、関係機関の協力を得ながら指導する。

イ 植生保護のための利用指導

能取湖の砂嘴上の大規模な海浜植生地や湖岸沿のアッケシソウなどの塩湿地植生地では、歩道以外の立ち入りを行わないよう指導する。

ウ 静穏な環境等の維持

自然公園にふさわしい静かな環境の維持に努める。特に利用拠点での案内放送は必要最小限とし、また、音楽放送は行わないよう指導するものとする。

(3) 利用者の安全対策

呼人浦野営場は、野営場と駐車場が公園利用車道網走湖周回線(国道39号)を挟んで対峙しており、道路の横断に際して交通事故の可能性も考えられることから注意看板の設置を行い、利用者の安全確保に努める。

6 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃計画

美しい自然公園としてのイメージを損なわないよう関係機関が一体となって、美化清掃に取り組む、さらに、ゴミの持ち帰りについて広く公園利用者に周知を図り、極力ゴミ箱の設置を取り止めることを検討する。

また、ごみ、空き缶等の投げ捨て防止や産業廃棄物などの不法投棄防止について、広報誌等により地域住民や関係機関に周知を図り、協力を求めるものとする。

さらに、網走湖は漁業活動の場であることから、漁網などの資材が乱雑に放置されないよう指導するものとする。

(2) 修景緑化計画

道路や建築物周辺の修景緑化に当たっては、当該地に自生する郷土種による修景植栽を基本に、周囲の森林植生と調和するように事業者を指導する。災害の防止、道路等の法面の早期緑化を図る必要がある場合は一般的な緑化工法を認めるが、この場合であっても現地の植生状況を踏まえ、先駆種の播種のほか、当該地に生育する樹木についても検討する。

7 その他

(1) 湖沼の保全対策

網走湖は、近年富栄養化で湖沼汚染が進み、地域の行政機関などが一体となり「網走湖環境対策推進協議会」を設けて縦横か対策を行ってきているところであり、地元関係機関等が協力して汚濁水の排出防止など積極的に湖の環境保全対策に取り組むものとする。

また、網走湖は漁業の生産活動の場としても利用されているため、湖畔には魚介類の処理施設等があり、それらからの汚濁水が流入しないよう指導するものとする。

第5 藻琴湖・涛沸湖・小清水原生花園・斜里海岸管理指針計画区

1 地域の概要

藻琴湖及び涛沸湖は、砂州によってオホーツク海と区切られた海跡湖であり、湖の周辺部には湿地帯が広がっている。涛沸湖のオホーツク海に面した砂州は海岸砂丘として発達し、砂丘上にはハマナス、エゾキスゲなどの海岸草原が見られ、小清水原生花園として有名である。斜里海岸はカシワを主体とする海岸砂丘が発達し、海側には海岸草原が見られる。

公園の利用としては、小清水原生花園地区を中心に展望及び自然探勝利用がなされているが、冬季には涛沸湖へ渡ってくるハクチョウなどの観察を目的とする利用やオホーツク海以外では見られない流水や結氷した湖面等の展望や探勝等の利用が行われている。

2 管理の基本方針

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対象

(ア) 藻琴湖及び涛沸湖の湖沼及び湖畔沿いの湿地植生景観

(イ) 止別から斜里川にかけて森林などの景観

(ウ) 小清水原生花園及び斜里草原の原生花園景観

- (エ) 藻琴湖及び湧沸湖に飛来するハクチョウなどの渡り鳥
- イ 保全対象の保全方法
 - (ア) 本地域の風致景観を適切に保全するために、従来からの取り扱いを勘案しつつ、各種行為に対する指導基準を定める。
 - (イ) 湖水及び湿地、森林景観、原生花園景観を保全する。

(2) 利用に関する方針

- ア 利用の特性及び利用方針
 - (ア) 利用形態は湖畔からの眺望や森林・湿性地の自然探勝、天覧ヶ丘からの展望などで、適正で安全かつ快適な利用を推進する。
- イ 利用施設の整備方針及び管理方針
 - (ア) 適正で安全かつ快適な公園利用を推進するため、各利用拠点及びこれらを連絡する道路や駐車場などについて、自然環境に配慮した施設整備のあり方や利用者の安全対策などを検討する。
 - (イ) 利用拠点や周辺の地域及び道路沿いの自然環境との調和を図るため、建築物、看板類のデザイン、色彩などのあり方や電力、電話線の埋設化などについて検討する。
 - (ウ) 公園内の公共施設の維持管理及び地区の美化清掃などについて検討する。
- ウ 利用の指導及び利用規制方針
 - 快適な利用と自然のふれあいを進めるため、自然探勝などの公園利用の推進や無秩序な利用の規制などについて検討する。

3 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

許可、届出等の取扱いについては、「自然公園法施行規則(昭和32年厚生省令第41号)」及び「北海道国定公園許可届出等事務取扱要領について(平成12年3月31日自然第1361号)」によるほか、次によるものとする。

ア 特別地域

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	① デザイン、色彩等 第2.3.(1).ア.1.(1).①と同様とする。 ② 修景緑化 第2.3.(1).ア.1.(1).②と同様とする。
(2) 道路	第2.3.(1).ア.1.(2)と同様とする。
(3) 電力、電話柱等	第2.3.(1).ア.1.(3)と同様とする。 小清水原生花園周辺にあっては極力地下埋設化を進めるものとする。
(4) その他の工作物	第2.3.(1).ア.1.(4)と同様とする。
2 木竹の伐採	第2.3.(1).ア.2と同様とする。
3 鉱物又は土石の採取 (1) 鉱物の掘採	第2.3.(1).ア.3.(1)と同様とする。

(2) 土石の採取	第2.3.(1).ア.3.(2)と同様とする。
4 水面の埋立	第2.3.(1).ア.4と同様とする。
5 広告物 (1) 営業用広告物 (2) 指導標、案内板 (3) 行事用広告物等	第2.3.(1).ア.5.(1)と同様とする。 第2.3.(1).ア.5.(2)と同様とする。 オホーツクサイクリング開催地区の行事であって、一時的に設ける広告物等にあつては「網走国定公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」(平成13年1月12日 北海道告示第30号)によるものとする。
6 車馬の乗り入れ	浜小清水地区にいて行われる行為にあつては「網走国定公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」(平成13年1月12日 北海道告示第30号)によるものとする。

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「北海道国定公園事業取扱要領について」(平成12年3月31日・自然第1362号)によるほか、次によるものとする。

ア 植生復元施設

計画の種類	地区	取 扱 方 針
植生復元施設	小清水原生花園	<p>小清水原生花園は、6月から7月の花の時期にはエゾスカシユリやハマナス、センダイハギ、エゾキスゲなどの花が咲き乱れ、優れた自然景観を構成している地域として、国定公園の特別保護地区などに指定され、年間100万人以上もの利用者が訪れる地域である。また、当該地域は、文化財保護条例、保安林(国有林)にも指定され、それぞれの目的の中で保護管理が行われてきた。国定公園指定当時は、蒸気機関車による野火の発生や牛馬の放牧などにより無意識のうちに植生が維持管理されてきた。しかし、砂丘地区での放牧の中止(昭和35年頃)、蒸気機関車の廃止(昭和50年頃)、湖畔側での放牧牛馬の減少などにより、ナガハグサなどのイネ科植物が勢力を盛り返し、原生花園を特徴付ける花を咲かせる植物を被圧するようになり、それらが衰退し、風致景観の質が低くなってきている。そのため、花が咲き乱れる景観を楽しみに訪れる利用者からは不満の声が寄せられ、また、地元住民からは昔のような風景が見られなくなったとの声が寄せられるようになった。このようなことから、当該地区の自然景観を人為的により育成し、指定当時の花咲き乱れる景観の回復を図る。</p> <p>基本方針 国定公園指定当時の花咲き乱れる風景の回復のために、次の方針で対処することとする。</p> <p>① 原生花園を特徴付ける植物の繁殖を阻害しているナガハグサなどの枯れ草を火入れで除去し、植生の回復を図る。(火入れによる植生の</p>

	<p>管理)</p> <p>② 馬などを放牧し、食圧や蹄耕によりナガハグサなどの植物の繁殖を抑制する。(放牧による植生の管理)</p> <p>③ 原生花園を特徴付ける植物の病気や昆虫による食害の調査を行い、被害が大きい場合はそれらを除去し、活力ある植生群落地を形成できるようにする。</p> <p>④ アスパラガスやペルシアジョチュウギクなどの帰化植物やオオヨモギなど好ましくない植物を除去し、原生花園を特徴付ける植物の健全化を図る。</p> <p>⑤ 原生花園を特徴付ける植物の植栽や種子の播種を行い、群落形成を助長する。</p> <p>⑥ 原生花園を特徴付ける植物のうちで、利用拠点(天覧ヶ丘)周辺で見られるクロユリやエゾエンゴサクなど背丈の低い植物の繁殖を助長するために、枯れ草を刈り取る。 エゾノコリンゴなど枯れた樹木は、必要に応じて伐採するなどして風致景観の維持を図る。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

イ 単独施設

計画の種類	地区	取 扱 方 針
1 道路(車道)	小清水線	<p>本路線は、網走市藻琴地区及び小清水原生花園を通過する既存車道である。今後の整備に当たっては改良程度にとどめるものとする。</p> <p>付帯施設等の取扱は第2.3.(1).ア.1.(1)及び第2.3.(1).ア.1.(2)と同様とする。</p>
2 道路(歩道)	斜里草原線	<p>本路線は、小清水町止別地区から斜里町美咲に至る海岸草原及び海岸砂丘林内を通る歩道である。現在は車の通行ができ、漁業用及び鉄道の維持管理等に利用されており通行量は少ない。今後の整備については、利用動向を見ながら整備するものとする。</p> <p>付帯施設等の取扱は第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。</p>
2 園地	北浜	<p>網走市北浜地区の園地であり、ハクチョウなどの渡り鳥を観察する場所として整備されている。今後の整備に当たっては改良程度にとどめるものとする。</p> <p>付帯施設等の取扱は第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。</p>
	小清水原生花園	<p>小清水原生花園の中心に位置する天覧ヶ丘地区の園地である。駐車場や園路、休憩施設、案内所(インフォメーションセンター)などが整備されており、インフォメーションセンターでは原生花園の情報提供を行っている。今後の整備としては、既存施設の維持管理を充分行い、利用者が海浜植生地に立ち入らないようにするため老朽化した植生保護柵の再整備を図るとともに自然解説等の情報提供を拡充する。</p> <p>当該地での施工に当たっては、海浜植生に配慮するものとする。</p> <p>付帯施設等の取扱は第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。</p>

4 地域開発、整備に関する事項

(1) 自然公園施設

当該地区の利用形態は、自然探勝や景観展望が大部分であり、今後ともこの傾向が続くものと考えられる。施設整備に当たっては既存施設の拡充と再整備に重点を置くよう関係機関と調整を図る。

また、整備に当たっては、バリアフリー化も考慮し、快適な利用環境の保持を推進する。

(2) 一般的公共施設

当該地区は、海浜植生群落地等貴重な植生があることから、植生に及ぼす影響を最小限とし、周辺の風致に支障とならないような工法を採用するよう調整する。

5 利用者の指導等に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

公園区域内には、地域を特徴づけている特異な地形、動植物等が観察できる場所も多いことから、利用拠点を中心に解説標識等を適切に配置する。

公園利用者が自然環境を理解するために、各種団体や関係機関が協力しながら、専門の講師による自然観察会、探鳥会等の行事が定期的に開催されるよう努める。

また、観光協会、公園事業者の協力を得ながら、自然解説に関するセルフガイド用のパンフレットの作成や配布を行うこととする。また、小清水原生花園にはインフォメーションセンターが整備されており、それを核として小清水原生花園の自然解説なども検討する。

(2) 利用者の規制

ア スノーモバイル等車馬の乗り入れ規制

公園内における一般車両等車馬の乗り入れ規制区域の周知のために、標識類を設置し、あわせて、関係機関の協力を得ながら規制の徹底を図る。

イ 野営の規制

野営場以外での野営の防止などについて、関係機関の協力を得ながら指導する。

ウ 植生保護のための利用指導

小清水原生花園や斜里草原の海浜植生地や涛沸湖岸沿のアクセシソウ群落地などでは、歩道以外の立ち入りを行わないよう指導する。

エ 静穏な環境等の維持

自然公園にふさわしい静かな環境の維持に努める。特に利用拠点での案内放送は必要最小限とし、また、音楽放送は行わないよう指導するものとする。

(3) 利用者の安全対策

小清水原生花園天覧ヶ丘では、小清水線道路(車道)(国道)を横断して涛沸湖側の景観を楽しむ園地利用者がいることから、道路の横断に際して交通事故の可能性も考えられるため注意看板等の設置を行い、利用者の安全確保に努める。

北浜園地では、野鳥観察時に湖に転落しないよう防護柵の点検を行うなど利用者の安全を確保する。

6 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃計画

美しい自然公園としてのイメージを損なわないよう関係機関が一体となって、美化清掃に取り組む、さらに、ゴミの持ち帰りについて広く公園利用者に周知を図り、極力ゴミ箱の設置を取り止めることを検討する。

また、ごみ、空き缶等の投げ捨て防止や産業廃棄物などの不法投棄防止について、広報誌等により地域住民や関係機関に周知を図り、協力を求めるものとする。

さらに、濤沸湖は漁業活動の場であることから、漁網などの資材が乱雑に放置されないよう指導するものとする。

(2) 修景緑化計画

道路や建築物周辺の修景緑化に当たっては、当該地に自生する郷土種による修景植栽を基本に、周囲の森林植生と調和するように事業者を指導する。災害の防止、道路等の法面の早期緑化を図る必要がある場合は一般的な緑化工法を認めるが、この場合であっても現地の植生状況を踏まえ、先駆種の播種のほか、当該地に生育する樹木についても検討する。

(3) 原生花園の保全対策

小清水原生花園内での無秩序な利用や、海岸草原への外来種の侵入による植生の変化が進行し、公園指定当時の原生花園景観が失われている実態にあり、自然公園を管理する上で重要な問題となっている。

このため、原生花園景観を回復するために、構成要素である植物の復元を図る必要があることから、平成5年度から火入れなどによる植生復元対策を講じている。今後の保全対策として、平成3年5月23日付け自然第350号で示された「自然公園特定地域保全対策指針について」及び平成7年8月8日付け北海道告示第1205号で追加された公園計画(保護施設計画の植生復元事業)の整備方針に基づき、関係機関相互の協力をもとに保全対策を進めるものとする。

7 その他

(1) 湖沼の保全対策

藻琴湖や濤沸湖は漁業の生産活動の場としても利用されているため、地元関係機関等が協力して積極的に湖沼の環境保全対策に取り組むものとする。